

The Japanese Association of Special Education Newsletter

一般社団法人
日本特殊教育学会

「とつきょう」ニュースレター

No.006

Contents

- 特集
「矯正教育の現状と課題～これまでとこれから～」
- 2023年度
実践研究助成事業採択者の研究成果報告
- 研究奨励賞、実践研究賞受賞者の紹介
- 編集後記

2024年8月31日発行
一般社団法人日本特殊教育学会
理事長 澤隆史
〒305-0005
つくば市天久保 2-20-7 レガートホンダ 203
tel 029-851-7778 (平日 09:00~16:00)
url <https://www.jase.jp>



はじめに

加藤 重樹 (日本特殊教育学会前理事)

昨年、令和5(2023)年は、少年院創立100周年という節目の年に当たるといことで、その年の第61回大会(横浜国立大学)において学会企画シンポジウムを開催したところ、平日昼間のプログラムにもかかわらず大勢の方に御参加いただき、改めて矯正教育に対する関心の高さを実感することとなった。当学会では、設立当初から矯正教育は特殊教育の中で議論されるべきものと認識され、実践や研究が積み重ねられてきており、矯正教育への高い関心もこうしたことに支えられているものと思われる。

その矯正教育をとつきょうニューズレターの特集テーマとして取り上げていただけたこととなった。矯正教育の歴史を概観し、現在の取組や工夫、矯正教育をつかさどる法務教官の育成と専門性について紹介した上、研究者から今後の方向性を御提案いただく企画とし、5人の先生方に御執筆いただいた。分野の性質上、法令用語が多く使われていることを御理解いただきたい。

矯正教育に対する関心の裾野が一層広がり、この分野における実践・研究の更なる発展のきっかけになればと思う。

矯正教育100年の系譜

木村 敦 (公益財団法人矯正協会矯正研究室長・元多摩少年院長)

1 はじめに

矯正教育とは、少年院において在院者に対して行われる教育のことである。少年司法や矯正の分野では日常用いられる言葉であり、少年院法に規定される法令用語でもある。同法23条は、矯正教育の目的を「在院者の犯罪的傾向を矯正し、並びに在院者に対し、健全な心身を培わせ、社会生活に適応するのに必要な知識及び能力を習得させること」と定めている。つまり、矯正教育は、在院者の再犯防止を図ること、健全な心身を育成して社会生活への適応を期すること、その両方を追求するものと言える。

ところで、昨年(2023年)は、我が国初の少年院(当時の法令上は矯正院)として開院した多摩少年院・浪速少年院が創立100年を迎えた節目の年であった。矯正教育の実践も100年を超えたことになる。

どのような教育も、その進歩発展の原動力は、現場の地道な取組、その積み重ねにある。一方、新たな法制度の発足や改変は、当然、現場の取組に影響を与え、変化の契機となる。それは、矯正教育においても同様である。

そこで、この小論では、①矯正院法(大正11年法律第43号)の施行、②旧少年院法(昭和23年法律第169号)の施行、③昭和52(1977)年前後の少年院運営改善、④少年院法(平成26年法律第58号)の施行という、法制度上の4つのエポックに着目して矯正教育の歴史を振り返ってみたい。

2 矯正院法の時代(1923年～1948年)

明治期、犯罪・非行をした少年を教育する役割を担っていた施設として、監獄(現刑務所)と感化院(現児童自立支援施設)があった。大正12(1923)年に少年院が旧少年法・矯正院法の施行により創設されたが、その発足当初は先行する少年監獄と感化院が運営の参考とされた。つまり、教育は感化院と同じく、保安(規律の維持・収容の確保)は少年監獄に近く、とされたのである¹。換言すれば、教育と保安を架橋し、それらの両立を目指したのだと言える。矯正院法案の審議段階では、教育と保安の両立は不可能との立場から根強い反対意見があった。しかし、少年院100年の歴史は、その両立が(困難を伴いつつも)可能であることを示しているように思われる。この点については最後に改めて触れたい。

矯正院法の時代、教育は熱心に行われていたが、矯正教育の用語は(正式には)まだ使われていなかった。同法9条に、「在院者ニハ其ノ性格ヲ矯正スル為厳格ナル紀律ノ下ニ教養ヲ施シ其ノ生活ニ必要ナル実業ヲ練習セシム」とある。実際、多摩・浪速では主に、教科の授業と園芸・木工等の実科の作業が行われていた。

3 旧少年院法の時代(1949年～1977年頃)

昭和24(1949)年に少年法とともに施行された旧少年院法で、矯正教育の用語が初めて法定化された。同法4条は、「少年院の矯正教育は、在院者を社会生活に適応させるため、その自覚に訴え規律ある生活のもとに、左に掲

げる教科並びに職業の補導、適当な訓練及び医療を授けるものとする」と定めていた。

矯正教育の内容として教科が第一に掲げられており、学校教育との連携も明示されたⁱⁱ。

医療という文言も注目に値する。「矯正教育は……医療を授ける」との表現には、今日やや違和感を覚えるかもしれないが、ここで言う医療には、心身に障害のある少年の養護等も含めていたのではないかと推察される。戦後新たに発足した医療少年院の矯正教育が念頭に置かれていたと考えられる。

適当な訓練に含まれるとされていた生活指導は、昭和30年代以降、その必要性・重要性が認識され、充実強化が図られていった。例えば、在院者集団の構造を把握・分析し、インフォーマルグループを解体して建設的な集団作りを目指す取組などが現場で進められた。その頃に導入された集会活動、役割活動等は、現在も少年院における集団指導の基本的な方法として実践されている。それは、在院者同士の学び合い・高め合いを重要視しているということでもある。

旧少年院法の時代を通じ、在院者が共同生活を送る寮舎に6名前後の教官を配置する寮担任制が定着していった。教官は、交替で担当寮の当直勤務に入り、在院者との信頼関係を築きつつ、昼夜にわたり処遇に当たる。その際、日常生活の些細なエピソードも含め、個々の在院者に関する情報の引継・共有を綿密に行う。少年院では、それをおろそかにしたとき、教育の前提となる安全で平穏な共同生活が損なわれる事態に直結しかねない。職員一枚岩の結束、いわばワンチームになること、そのためには情報共有・意思疎通が欠かせないことを教訓として受け継いできた。

4 旧少年院法下、運営改善以降(1977年頃～2014年)

昭和40年代以降の少年法改正論議を踏まえ、同50年代前半に少年院運営改善と称される施策が実施されたⁱⁱⁱ。

運営改善の基本方針の一つが処遇の個別化であった。具体策として、処遇課程(共通する特性を有する在院者の類型及び同類型ごとの重点的な教育内容)、教育課程(指定された処遇課程ごとに少年院が編成する総合的・標準的な教育計画)、個別的処遇計画(個々の在院者の教育計画)の運用体制が整えられた。各少年院では、処遇課程及び教育課程を踏まえ、在院者ごとに個別的処遇計画を作成し、体系的・組織的に矯正教育を実施することとなった。

また、矯正教育の内容は、生活指導、職業補導、教科教育、保健体育、特別活動であることが明示された^{iv}。生活指導が筆頭に置かれ、矯正教育で最も重要な内容として位置付けられた。少年院の生活指導は、基本的な生活習慣に関するしつけ指導にとどまらず、個々の在院者の非行の

背景にある諸事情、あるいは非行そのものに焦点を当て、その克服を図るための指導や、被害者の視点を取り入れた教育等も含むもので、正に矯正教育の中核となって今日に至っている。

運営改善以降、矯正教育は、集団指導と個別指導を適宜組み合わせるべきものとの認識が現場に定着していった。

平成に入ると、例えば、外国にルーツのある少年、凶悪・重大な非行をした少年、発達上の課題をもつ少年等、個別の問題性を有する在院者へのきめ細やかな対応が求められるようになり、その充実化の取組が重ねられた。

5 現行少年院法の時代(2015年～現在)

平成27(2015)年に施行された少年院法では、在院者の人権の尊重と、健全育成に資する矯正教育の適切な実施、その両立が目指されている(同法1条)。

振り返ると、在院者の権利義務、職員の権限に関する規定は、矯正院法にはほぼなく、旧少年院法にはわずかしか書かれていなかった。少年院法には、それらが詳細に盛り込まれたことに加え、視察委員会や法務大臣への救済申出制度なども規定されている。子どもの権利を重視・尊重する現代社会においては、在院者の権利義務を明確化するとともに、施設運営の透明性を確保して矯正教育を行わなければならない。少年院において、人権尊重と矯正教育を両立・調和させるためには、職員が在院者の声によく耳を傾けて意見を聴取し、その最善の利益を考慮することが肝要となる。

運営改善で示された処遇の個別化の方針は、現行の少年院法に引き継がれ法定化された^v。処遇課程は矯正教育課程(30条)、教育課程は少年院矯正教育課程(32条)、個別的処遇計画は個人別矯正教育計画(34条)とそれぞれ名称は変わったが、運用の大枠は踏襲されている。

少年院法では、在院者の社会復帰支援、出院者等からの相談への対応も規定された(44条、146条)。これらは少年院創設当初から必要に応じて事実上行われてきたが、法律に明示されたことを受け、現場では一層積極的に実施されるようになっていく。今後も就労・修学支援等の充実に努める必要がある。

令和4(2022)年の改正民法施行により新たに成年とされた18、19歳の者は、同年施行の改正少年法においては特定少年とされた。この年齢層を含む若者たちが、社会の健全な一員として自立した生活を営むことができるよう、矯正教育においても一層の工夫が求められている。

6 まとめとして

ここまで、「再犯防止と健全な心身の育成」「教育と保安」「人権の尊重と矯正教育の適切な実施」等、一見相反するかに見えるものの両立を目指すべき旨、しきりに語つ

てきた。

根底に少年院の両義的性格がある。あるいは、ダブルロール（二重役割）と言い換えてもよい。この両義性・ダブルロールの問題こそ、100年にわたり一貫して、矯正教育の在り方、教育の主体となる職員の在るべき姿を規定してきた。一般に両義性を有するものは、どちらか一方に偏れば、機能不全に陥ったり、弊害が生じたりしかねない。しかし、両方をバランスよく同時に追求することで、他にない強みにつながる可能性もある。少年院100年の歴史は、その可能性の確かなることを示しているように思われる。

どこの少年院にも、温かさ・優しさと厳しさを兼ね備え、在院者にも同僚職員にも頼りにされる経験豊富な教官が存在する。私には、そのような職員が矯正教育の在るべき形を分かりやすく体現しているように思われる。更に言えば、そのようなベテラン教官も、最初からそうであった訳でなく、新人の頃は誰しも、教育と保安の二重役割をどうこなすか、戸惑い悩んだはずである。一人の法務教官の成長過程は、ある面で、少年院の誕生から今日までを凝縮して表現しているとも思われるのである。

少年院がこれからも、在院者の最善の利益を考慮し、その人権を尊重しつつ矯正教育を適切に実施して健全育成を図り、犯罪の被害に遭う方々を一人でも減らして安全安心な社会の実現に寄与することを願っている。

i 矯正院法案の提出理由に「矯正院ニハ不良性ノ強キ少年ヲ収容シテ之ヲ教養スルコトヲ目的トシ……収容シタル少年ノ戒護ハ少年監ニ近ク、内容タル少年ノ処遇ニ付テハ感化院ト性質ヲ同フシ、本人ノ教養ヲ以テ趣旨トス」とある。

ii 旧少年院法4条には、「左に掲げる」を受け、①初等少年

院では小学校及び中学校で必要とする教科、②中等・特別少年院では初等少年院で必要とする教科、更に必要があれば高等学校又は大学に準ずる教科、③医療少年院では養護学校その他の特殊教育を行う学校で必要とする教科、を授ける旨が定められた。また、同法5条に、①少年院長は、教科に関する事項は文部大臣の勧告に従わなければならない、②少年院長は、教科の修了証明書を発行することができる、③同証明書は、学校長が授与する卒業証書と同一の効力を有する旨が定められた。付言すると、現行の少年院法27条にも、①（少年院で）修了した教科指導の範囲に応じて学校の教育課程の全部又は一部を修了したものとみなす、②少年院長は、教科指導について文部科学大臣の勧告に従わなければならない旨が定められている。

iii 少年院運営改善施策の中心的内容は、昭和52年5月25日付け法務省矯正局長依命通達「少年院の運営について」で示された。

iv 現在は、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導、特別活動指導として法定化されている（少年院法24条～29条）。

v 少年院法15条2項には、（在院者の）最善の利益を考慮して、その者の特性に応じた処遇を行わなければならない旨が定められている。

文献：1 副島和穂「少年矯正教育の歴史的研究」矯正資料第7号 法務省矯正局 1954年

2 重松弘・木村敦・小島富美子「少年院のあゆみ—中庸のみち100年の概観—」矯正研究第6号 公益財団法人矯正協会 2023年

3 木村敦「少年院の成り立ちと今後—『少年院のあゆみ』補遺—」矯正研究第7号 公益財団法人矯正協会 2024年

少年院の矯正教育をめぐる最近の施策や取組と今後の課題

後藤 信之（浪速少年院）

1 少年法等の一部改正による少年院への影響

平成29年から法制審議会において、少年法の「少年」の年齢を18歳未満にすること及び非行少年を含む犯罪者に対する処遇を一層充実させるための法律の整備の在り方等について審議されていたところ、その答申を受け、令和3年5月、少年法等が一部改正され、令和4年4月に施行された。

「少年」の年齢は20歳のままとされたが、審判時に成年年齢に達している18歳及び19歳の者（特定少年）については、18歳未満の者とは異なる特例規定が設けられ、原則逆送対象事件の拡大、起訴された場合の推知報道の禁止の解除、不定期刑の不適用等成人と同様の扱いをされる範囲が拡大されることになり、少年院送致の保護処分については、収容期間の上限についてそれまで20歳に達す

るまでの不定期（ただし、家庭裁判所の審判により26歳まで延長できる規定あり。）であったところ、犯情の軽重を考慮して相当な限度を超えない範囲において3年以下の期間が定められ（延長の規定なし。）、この期間内において、これまでと同様に、矯正教育を行うこととされた。

2 特定少年に対する矯正教育等の展開

少年院では、それまでは原則として未成年を対象としていたところ、成年年齢に達した者に対する矯正教育を行うことになったことから、その在り方について新たに検討を行い、特定少年を責任ある主体として積極的に社会参加すべき存在としてとらえ、自己の非行の反省とともに、成年としての責任を喚起することを組み合わせた教育を集中的に実施することとした。また、この機会に併せて、社会情勢等の変化も踏まえ、矯正教育全体について、必要な見直しが行われた。

以下、矯正教育の中核とされる生活指導と職業指導の見直しや新たな取組の状況について述べる。

(1) 生活指導

少年院において、改善更生及び円滑な社会復帰に支障がある在院者に対してその事情を改善するために行うプログラムを特定生活指導と呼んでおり、それまでは、被害者の視点を取り入れた教育、薬物非行防止指導、性非行防止指導、暴力防止指導、家族関係指導、交友関係指導の6種類であったところ、特定少年を対象とした新たな特定生活指導として、「成年社会参加指導」が策定、導入された。同指導では、非行や問題行動の背景には自律的に社会生活を営むために必要な自覚が欠如し、必要な知識及び行動様式が身に付いていない状況があるとして、その改善のため、教育内容においては、成人の刑事手続き、ルールや契約、訴訟について学ぶ「法教育」と、家族、結婚、仕事、友人について学ぶ「社会人教育」という二つの柱を設け、自身の行った非行・犯罪を振り返り、責任や謝罪、損害賠償の在り方について、そして大人になることについて考えさせ、再犯、再非行を図ることとしている。

加えて、近年、少年院在院者の傾向として、特殊詐欺事犯の者や大麻取締法違反の者の増加傾向が見られたことから、特殊詐欺と大麻乱用に特化したプログラムが策定された。特殊詐欺については、特定の役割のみに加担していることから被害の全体が見えにくいという状況を踏まえ、被害について考えることを中心に行うこととし、大麻については、覚せい剤等に比べてその危険性が認識されていないと思われることから、依存防止や予防教育も視野に入れ、大麻に関する基礎知識や情報を見分ける力の習得、対人関係能力等生活スキルの向上を中心に行うこととしている。

(2) 職業指導

職業指導については、時代のニーズに対応した職業指導種目を設ける、出院後の幅広い進路選択が可能になるようにするとの観点から、ICT技術の習得、複数の資格取得、多様な職業体験、企画・販売・展示などの実際の職業、社会とのつながりに留意した実践的なものとするということが方針とされた。具体的な指導種目は、ITに関する知識の習得やプログラミングを行うICT技術科、電気工事、溶接、土木、建築についての実習を中心とする総合建築科、在院者に主体的に企画等に関与させながら農園芸、手芸、陶芸、木工などのものづくりを行う製品企画科の3類型に整理され、いずれも在院者が自ら考え、判断していけるような要素も取り入れて、実施していくこととされた。

3 被害者の心情等を考慮した矯正教育

少年法等の一部を改正する法律に続き、令和4年6月、刑法等の一部を改正する法律が成立し、少年院法が改正され、矯正教育を行うに当たっては、被害者等の被害に関する心情、被害者等の置かれている状況、また直接被害者等から心情等を聴取した場合は聴取した内容を考慮することになった。それまでも少年院においては、被害者の視点を取り入れた教育や被害者心情理解指導を通して、また在院者の個々の事情に応じて行う個別指導において、被害者等の心情や置かれた状況に留意して矯正教育が行われてきたが、法改正により、被害者等から申出があれば、加害少年を収容する少年院の職員等が直接被害者等に会って心情等を聴取し、加えて、被害者等の意向によっては、加害少年にその内容が伝達されて、矯正教育が行われることになった。少年院では、在院者に自己の非行や犯罪による被害等を直視させ、感謝の気持ちを涵養させるとともに、謝罪や被害弁償について具体的に考えさせているが、被害者の生の心情等に触れることにより在院者の心情が乱れ、その後の矯正教育を計画どおりに進めていくことができないことも考えられる。矯正教育の効果を挙げていくためには、少年院の教官も真摯に被害者等の心情等を受け止め、在院者に寄り添いつつ、適切に導いていくことが求められている。

4 まとめと今後の課題

少年院の矯正教育は、これまでも社会の変化や犯罪・非行の動向、在院者の特性等を踏まえて見直しが行われてきたところ、近年は、成年年齢の変更や犯罪被害者をめぐる施策、特殊詐欺や薬物事犯の増加といった状況を踏まえて見直しが行われ、新たな施策や取組が展開されている。加えて、発達上の課題や被虐待経験など、在院者一人一人の諸事情に配慮した働き掛けがなされており、また人間科学の動向や他の対人援助業務の実施状況などにも留意し、新たな教育内容・方法等（例えば、動機付け面接法やリフ

レクティングなど)も取り入れられ、矯正教育の充実が図られている。

以上、少年院の矯正教育をめぐる近年の施策等について述べてきたところであるが、最後に若干の懸念に触れておきたい。

これまで少年院は、在院者が少年院の生活や他の在院者との関係を通じて、また教官と人格的なふれあいを通じて、在院者の考え、思い、行動を健全な方向に変容させるという全人的な教育を重視してきたと言える。その重要性が変わりはないと思うが、近年は、在院者の本件非行や問題性に特化して作成された構造的なプログラムを実施する

ことに多くの時間が割かれ、かつてのような教官と在院者との関係が希薄になり、全人的な成長、発達を図る視点も見えにくくなっているのではないと思われる。これまでの実践に新たな知見を加えることで、在院者一人一人の必要性に合ったより効果的な矯正教育が展開できると考えれば、人間科学の進歩、発展に応じて様々な処遇技法やプログラムを導入していくことも必要であり、これまでの矯正教育が積み上げてきた実践知を確認し、生かして行くことも必要であると思われる。それが少年院の矯正教育の在り方であり、その重要性を改めて確認したいと思う。

※本文中、意見に関することは筆者の私見である。

少年院における社会復帰支援について

草薙 亜礼 (法務省東京矯正管区)

1 少年院における社会復帰支援とは

少年院法第44条は、矯正教育と並ぶ少年院の責務として、社会復帰支援につき定めている。すなわち、少年院長は、「在院者の円滑な社会復帰を図るため、出院後に自立した生活を営む上での困難を有する在院者」を対象として、「その意向を尊重しつつ」、適切な住居を確保してそこに帰住すること、医療・療養を受けること、修学・就業を助けることといった支援を行う。

本稿では、これらの支援について紹介していきたい。なお、意見に係る部分はいずれも私見である。

2 支援の内容

(1) 就労支援

令和4年の少年院入院者のうち男子の約3割、女子の約4割が無職であったこと等に鑑みると、就労は、在院者が、出院後、自立し安定した生活を送り、再犯・再非行を防止する上で重要である。

そこで、少年院では、稼働能力や就労意欲、本人の希望等を踏まえて就労支援対象者として選定した者に対し、ハローワークとの連携の下、支援対象者の希望や適性等に応じ、計画的に就労支援(職業相談、職業紹介、職業講話等)を行っている。また、採用を希望する事業者が少年院等を指定してハローワークに求人票を提出することができる「受刑者等専用求人」が運用されており、事業者と就職を希望する在院者とのマッチングも行っているほか、各矯正管区に設置されている矯正就労支援情報センター室(通称コレワーク)による広域的な就労支援等も行われている。

このほか、平成25年から、民間団体における刑務所出所者等に対して、公益財団法人日本財団及びプロジェクト

参加企業による社会復帰支援策である「職親プロジェクト」が実施されているところ、令和4年度から非行名を問わず全ての施設における少年院在院者を対象とされる等、本プロジェクトによる支援の範囲は広がっている。

これらの支援により在院中に採用が内定した後も、雇用主との面会・通信のほか、職場見学等の実施により、出院後の就労における基盤となる雇用主との信頼関係の構築に努めている。

(2) 修学支援

少年院入院者には中学校又は高校中退の者が多く、中学校在学中の者もいる。修学に向けた支援の重要性が高いことに鑑み、少年院では、出院後に中学校等への復学が見込まれる者や高等学校等への復学・進学を希望している者等を修学支援対象者として選定し支援を行っている。

具体的な内容としては、修学支援対象者の希望を踏まえて、保護者その他相当と認める者への協力の依頼や、在籍している中学校や高等学校等との調整、民間事業者(修学支援デスク)を活用した入学先等に関する情報収集やその提示、受験に係る調整等が挙げられる。

特に、中学生等で少年院に入院した場合は、入院時の連絡や学校関係者との面会の調整のほか、復学に向けて仮退院時期や在院中の取組状況をお知らせしたり、在院中に中学校を卒業する場合は、卒業証書の発行や少年院で実施する卒業証書授与式への学校関係者の参加について調整を行ったりしている。

また、令和3年度から、一部施設において、在院者が学びを継続するための方策として、少年院在院中から通信制高校に入学し、インターネット等を活用した学習を可能に

するとともに、少年院の矯正教育の一部を通信制高校での単位として認定するなどの取組を実施してきたところ、本年度からは、出院後の安定した生活の基盤作りや将来の可能性を広げるため、全少年院において本取組を実施している。

(3) 医療・福祉的支援

医療・福祉的な支援としては、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳等の発給に必要な調整や手続を行うための支援、出院後における福祉サービスに向けた調整、通院先の確保、通院体験の実施、診療情報の提供等を行っている。

また、対象者のうち、出院後、保護者等の下への帰住が困難な場合については、福祉施設等への帰住につき調整を行い、当該施設への見学を実施することもある。

もっとも、こうした支援の前提として本人等の意向に基づくことが必要であるところ、在院者自身や保護者等が障害につき十分に認識していなかった場合、障害受容がそもそも困難であったり、説明や納得に一定の期間を要し、支援の開始が遅くなったりすることがある。また、非行の内容や本人の特性等によっては、受入れ先となる福祉施設を見つけることが難しいこともある。

このほか、施設帰住や住み込み就労等を予定している者に対し、公共料金の支払方法や病院受診の仕方、金銭管理等の日常生活における各種スキルや知識の付与を行うこともある。

(4) 帰住調整その他

(3) で挙げた福祉施設等への帰住につき調整のほか、法務大臣の認可を受けた更生保護法人等が運営し、保護観察に付されている者等を宿泊させ、必要な保護を行う施設である更生保護施設等への帰住に向けた調整を行うことがある。

また、障害があり適当な帰住予定地がなく、出院後直ちに福祉サービスを受ける必要のある者の生活環境の調整については、在院中から、保護観察所の長が各都道府県に設置されている地域生活定着支援センターに依頼する特別な手続である「特別調整」が行われる。

このほか、本件非行の重大性、非行傾向、資質、家庭環境上問題となる事情等に照らし、生活環境の調整等に困難を伴うことが想定される者であって、計画的に生活環境の調整等を進める必要があるものについては、地方更生保護委員会、保護観察所、少年鑑別所その他の関係機関との効果的な連携により、少年院送致後の早期から保護観察期間の満了に至るまでの各段階における継続的かつ重層的な指導・支援や実施体制の強化が図られている。

その他の個別のニーズに応じた支援として、薬物への依存傾向がある者については「ダルク」と、又非行少年等を支援するNPO等の民間支援団体の方との連携を深め、在

院中から面接や見学の機会を積極的に設けることにより、出院後に安心して相談できる相手や居場所の確保に努めている。

また、出院後においては、少年院では、本人、保護者等のみならず雇用主や帰住先施設からの相談に応じたり、出院者を対象とした処遇検討会に参加したりする等、出院者の生活の安定に向けた支援を行っている。加えて、これら各種の社会復帰支援を充実させるため、複数庁において福祉専門官、就労支援専門官及び修学支援専門官が設けられている。

なお、令和4年から少年鑑別所において運用が開始された「社会復帰支援チェックシート」により、入院前における支援者等の有無や修学に係る保護者等の意向、各種手帳の所持状況等の端的な把握が可能となった。

3 課題

このように、少年院では、在院者の出院後における生活の安定に向けて、関係者と日々協力しながら支援を進めている。しかし、以下のような課題もあると思われる。

まず、就労については、採用内定を得ても、出院後さほどの期間をおかずに離職してしまうケースがままある。離職に至る理由は様々だろうが、例えば、在院者に発達障害・知的障害や薬物への依存傾向等がある場合には、雇用主側にもあらかじめ一定の認識を共有してもらうことや、就労開始後に想定される困難について、在院中から考えさせておくといった対応が考えられる。特に、住み込み就労においては、職を失えば住居も失うこととなり、生活環境が一気に不安定なものとなることから、就労定着のための指導や支援は欠かせない。

また、修学については、在院中に本人、保護者等、学校関係者、保護観察所及び少年院によるカンファレンス等出院後に向けた各種調整を行っても、出院後には、交友関係や学力、金銭面での課題等が理由となり、学びの継続が困難となる場合がある。

年齢に着目した課題としては、まず、18歳、19歳の者については、「特定少年」として審判決定から少年院における教育及び出院後の保護観察を行う期間が定められるため、限られた期間で着実に支援を実施するため、早期の段階におけるニーズの把握や対応がより一層求められていることが挙げられる。また、地域において安定した生活を送るためにも、18歳未満の者については、児童福祉機関に協力いただけるよう働き掛けていく必要がある。

少年院在院者については、再犯・再非行防止の観点から、在院中から出院後に向けた切れ目のない支援が必要である。そして、こうした支援は少年院のみで行い得るものではなく、公的、民間を問わず関係機関との緊密な連携により重層的に行うことが不可欠であるため、引き続き、

関係機関への御理解と御協力を求めつつ、在院者の円滑な社会復帰に努めてまいりたい。

文献：法務省矯正研修所編「研修教材 少年矯正法（改訂版）」（公益財団法人矯正協会，令和5年）

木村敦「社会に開かれ、信頼の輪に支えられる少年院・少年鑑別所を目指して―新法下の少年院・少年鑑別所運営―」（『家庭の法と裁判』No.3、2015年）

法務省「令和5年版 再犯防止推進白書」

法務省「犯罪白書 2023」

谷村昌昭「少年院における教科指導及び修学支援の取組について」（『家庭の法と裁判』No.8、2017年）

伊藤雅美「東北少年院における専門的職業指導と就労支援の取組について」（『家庭の法と裁判』No.15、2018年）

帯広少年院「発達上の課題・困難を有する在院者の処遇～帯広少年院における取組について～」（『家庭の法と裁判』No.19、2019年）

島崎素直「社会復帰支援に資する鑑別～社会復帰支援チェックシートについて～」（『家庭の法と裁判』No.37、2022年）

矯正局総務課人事企画係「社会復帰支援の更なる充実へ向けて―就労支援専門官・修学支援専門官の設置経緯―」（『刑政』第134巻4号、令和5年）

中村康「少年院における修学支援の充実強化に向けて～アンケート調査を踏まえて」（『刑政』第133巻3号、令和4年）

滝浦将士「少年院における特定少年の処遇（第一回）」（『刑政』第133巻10号、令和4年）

法務教官の育成 ―求められる力と専門性―

長能 浩典（法務省矯正研修所）

1 はじめに

今回のニューズレターは、「矯正教育の現状と課題～これまでとこれから～」をテーマとしているが、少年院で勤務する法務教官のみならず、刑事施設や少年鑑別所で勤務している法務教官にも求められる力と専門性として述べることとする。

2 法務教官になる道筋

法務教官になるには、いくつかの道筋があるが、ここでは最も多い法務省専門職員（人間科学）採用試験について紹介する。試験内容としては、公務員として必要な基礎的な能力（知能及び知識）を問う問題に加えて、法務教官区分においては、心理学、教育学、福祉及び社会学に関する専門的知識を問う問題も出題される¹。しかし、受験資格として、上述した専門分野を専攻しているか否かは問われず、また、教員免許や社会福祉士といった資格を有しているか否かも問われることはない。当然、法務教官を志望し、受験勉強を重ねる中で上述した分野を勉強しており、法務教官としての素養を有している者を採用しているが、対人援助職としての基本的姿勢や必要な技術等を専門的に学んでいる者ばかりではないため、採用後の研修において、法務教官とは何か、対人援助職とは何かを教え、一人前の法務教官として育成することになる。

3 新採用職員の研修

新採用職員の育成に係る研修は、4つの段階で構成されている。

(1) 初任科研修（2週間）

矯正職員として採用されると、職員は矯正施設に所属し、所属された施設において、「社会人としての基本的姿勢」、「矯正職員としての心構え」など職員としての基本的な在り方を身に付けることを目的に研修が実施される。施設ごとに実施する研修であるが、矯正職員として共通して身に付ける必要がある事項については、矯正研修所で統一教材を作成し、矯正職員としての土台作りの研修として位置付けている。

(2) 集合研修（約2.5ヶ月）

東京都昭島市に所在する矯正研修所又は全国に7か所所在する矯正研修所支所で、原則として研修員は入寮し、研修員同士が生活も共にしながら研修が実施される。集合研修は、初任科研修で身に付けた基本的事項を踏まえ、改めて国家公務員として必要な法律や倫理等を学びつつ、人間科学に関する講義や各種訓練等を通じて、矯正職員として求められる知識や技能を身に付けることを目的としている。知識はいわゆる「座学」で身に付けられるものの、矯正職員、公安職として有すべき様々な技能は「訓練」を通じて身に付けることになる。職員自身や被収容者を傷付

けないようにするための護身術訓練や手錠等の警備用具を適切に使用するための訓練を行っており、矯正職員特有の内容も多くある。さらに近年は、人権意識の涵養のために、福祉等の関連領域の専門家の講義や実習を取り入れるなど、内容にも工夫を重ね、矯正職員として専門性を高めつつ、社会情勢の変化にも適切に対応し、時代に応じた、社会の要請に応じた内容としている。

(3) 実務研修(約5ヶ月)

集合研修で身に付けた知識や技能について、実務を通じて、より知識を深め、さらに技能を磨くことを目的に採用施設で行う。被収容者と直接接し、実際の業務を通じて、個々の職員が試行錯誤を重ね、反省と修正を繰り返し、採用施設の上司等の助言や指導を得て、自らの得手不得手に気付き、独り立ちできる職員を目指すことになる。

(4) フォローアップ研修(約1週間)

令和6年度から新規に導入する研修である。新採用職員育成の仕上げとして、実務研修修了後に、集合研修を行った矯正研修所本支所に再度集まり、研修と実務のギャップの解消、矯正施設への収容経験のある当事者との意見交換等を通じ職員としての意義の再確認、集合研修において指導を担当した教官との面談を通じ、今後職務を継続するに当たっての悩みや不安の解消を図ることなどを目的としている。この時点で採用からおよそ1年となり、一人一人に様々な揺らぎがある中、矯正職員としてのやりがいを感じ、次の一步を安心して踏み出すことができるような内容とする予定である。

4 法務教官の育成とは何か

少年院法の条文から考えてみることにする。同法第1条に少年院法の目的として、「矯正教育その他の在院者の健全な育成に資する処遇を行う」とあり、少年院の存在意義を示している。さらに、同法第15条には処遇の原則が規定されており、同条第2項には、「最善の利益の考慮」、「処遇がその特性に応じたもの」とある。少年院の職員に求められていることは、今述べた基本的理念に基づき、在院者の人権を尊重しつつ、適切な矯正教育を行うことである。つまり、人権と矯正教育の両方を大切にし、同時に追求していくことにある。そのため、法務教官育成の究極的な目的は、人権と矯正教育の両方を大切にし、同時に追求できる職員を育成していくということになる。

また、「訓練」について触れたが、少年院が少年を収容して矯正教育を行う施設であるため、そこで働く法務教官は、保安と教育の両方の役割を同時に求められている。学校の教師とは異なり、そこにこそ、法務教官としてのやりがいの源があり、法務教官という職種の特殊性もあり、法務教官の専門性もそこを基盤に考える必要がある。

ただし、少年院は、矯正教育に加えて、社会復帰支援の

実施も求められており、部外との連携を深めていく必要において、法務教官も、全処遇の実施主体から、様々な部外協力者による専門的教育・支援等をコーディネートするという役割の比重が増してきている。少年院に長年に渡って根付いてきた個別担任制とともに、寮担任等によるチーム指導のメリットも生かし、様々なバリエーションを工夫する力も求められる。また、心理的・身体的に適切な距離の保ち方、心の中への踏み込み方も常に問い直す姿勢が大切であり、知らず知らずのうちに在院者の心を傷つけていないか、常に自身の言動に省みて、できる限り前向きな言葉遣いを心掛けるべきである¹⁾。

少年院法の条文を切り口に法務教官像、法務教官に求められる力を考えてきたが、これらは法務教官を育成するポイントになると考えている。

5 「反省的実践家」としての法務教官

教職の専門職化を推進する理論と実践においては、「技術的熟達者」と「反省的実践家」という2つの対立する系譜が存在するとされている。前者は、「教師という専門的力量を教科内容の専門的知識と教育学や心理学の科学的な原理や技術で規定する考え方」、後者は「教職を複雑な文脈で複合的な問題の解決を遂行する文化的・社会的実践の領域として設定し、教師の専門的力量を、教育の問題状況に主体的に関与して子どもと生きた関係をと結び、省察と熟考によって問題を表象し解決策を選択し判断する実践的な見識に求める考え方」である²⁾。私自身、矯正研修所で教官として勤務し、矯正教育学等の講義において、実践者として求められる姿、法務教官として求められる専門家の姿として、後者が望ましいのではないかという話をしてきた。

全国いずれの少年院でも同様の矯正教育を実施する必要があるため、矯正教育の標準化やプログラム化は進める必要がある部分でもあるが、法務教官は「技術的熟達者」ではなく、「反省的実践家」を目指すという立場に立てば、プログラムの適切な実施の先にある、目の前にいる少年にどう向き合うかが課題となる。少年一人一人が有する特性や課題への働き掛けをどのように行うか、法務教官個々が有する強み、法務教官集団が有する強みを、どう生かして、どう機能させていくかという視点は忘れてはならず、このような視点を持ち続け、「反省的実践家」としての法務教官を目指していくことが必要である。

6 最後に

法務教官として必要な力としては、①「少年を見立てる力」(心理技官の見立てがあることを当然の前提としつつ。)、見立てた上で一人一人の在院者に対する教育を②「計画する力」(その計画を見直す力も含む。)、そして、教育計画に従って③「実行する力」(在院者の特性に応じて実行する方

法を柔軟に変えることも含む。)であり、さらに、社会復帰支援が少年院の業務の一つとして位置付けられていることに鑑みれば、見立て、計画し、実行することに加えて、少年院と社会を、在院者と社会を④「つなぐ力」も必要となる。この4つの力をバランスよく身に付けた法務教官になることが必要である。

法務教官の専門性とは何かについて、これまでも若手の研修員と議論を行ってきたが、社会復帰支援の重要度が増す中で「コーディネート力」という意見が多く出されるようになってきた。必要な力であることは疑いのないことであるが、法務教官としての適切な指導力の前提や裏付けがあってこそそのコーディネート力であり、上述した①から③の力が備わってこそ、「つなぐ力」が発揮されることになろう。

法務教官の専門性は、答えが簡単に出るテーマではない。また、少年院は「反省的实践家」としての専門性の揺らぎに直面しているのではないかという指摘もある^{iv}。法

務教官自身が議論を続け、法務教官とは何か、専門職である法務教官としてどう生きるべきかを考え、目の前の被收容者と対峙し、法務教官を育成する側も法務教官として育成される側も成長し続けることが重要である。

i 詳細については、人事院HPを参照されたい。

ii 「4 法務教官に育成とは何か」については、木村敦「新しい少年院法の下で矯正教育は今後いかにあるべきか」『日本矯正教育学会50周年記念誌』2015年、日本矯正教育学会、木村敦「新しい少年院法・少年鑑別所法が施行されるに当たって」『刑政』第126巻第6号、2015年、公益財団法人矯正協会を参考とした。

iii 佐藤学『教育方法学』1996年、岩波書店

iv 後藤弘子「新しい時代の少年院 何をどう受け継いでいくべきか」『刑政』第134巻第11号、2023年、公益財団法人矯正協会

少年院における発達上の課題・困難を有する非行少年と発達支援の課題

内藤 千尋 (山梨大学大学院総合研究部教育学域)

1 少年院は特別支援教育機関である

法務省によれば、表1のように少年院入院者総数は1,332名、うち精神障害を有すると診断された者は459名(34.5%)で、その内訳は発達障害17.8%、知的障害8.0%、神経症性障害1.6%、人格障害0.3%、その他の精神障害6.8%である。また、表2のように、少年院在院者

において精神的身体的虐待や親の死別・離別等の「小児期逆境体験」を有する者が87.6%と報告されている(法務省法務総合研究所:2023)。

それゆえに少年院では、小児期逆境体験・トラウマ・愛着困難等に伴う各種の発達困難に応じた発達支援がより一層求められている。

(令和4年)

種別	総数	うち精神障害を有する者					
		知的障害	人格障害	神経症性障害	発達障害	その他の精神障害	
入所受刑者	14,460	2,435 (16.8)	313 (2.2)	103 (0.7)	314 (2.2)	...	1,705 (11.8)
少年院入院者	1,332	459 (34.5)	106 (8.0)	4 (0.3)	21 (1.6)	237 (17.8)	91 (6.8)

注 1 矯正統計年報及び少年矯正統計年報による。

2 「精神障害を有する者」は、刑事施設等において、知的障害、人格障害、神経症性障害、発達障害及びその他の精神障害(精神作用物質使用による精神及び行動の障害、統合失調症、気分障害等を含む。)を有すると診断された者をいう。

3 「入所受刑者」の「その他の精神障害」は、発達障害を含む。

4 ()内は、総数に占める精神障害を有する者の比率である。

表1 精神障害を有すると診断された入所受刑者・少年院入院者の人員

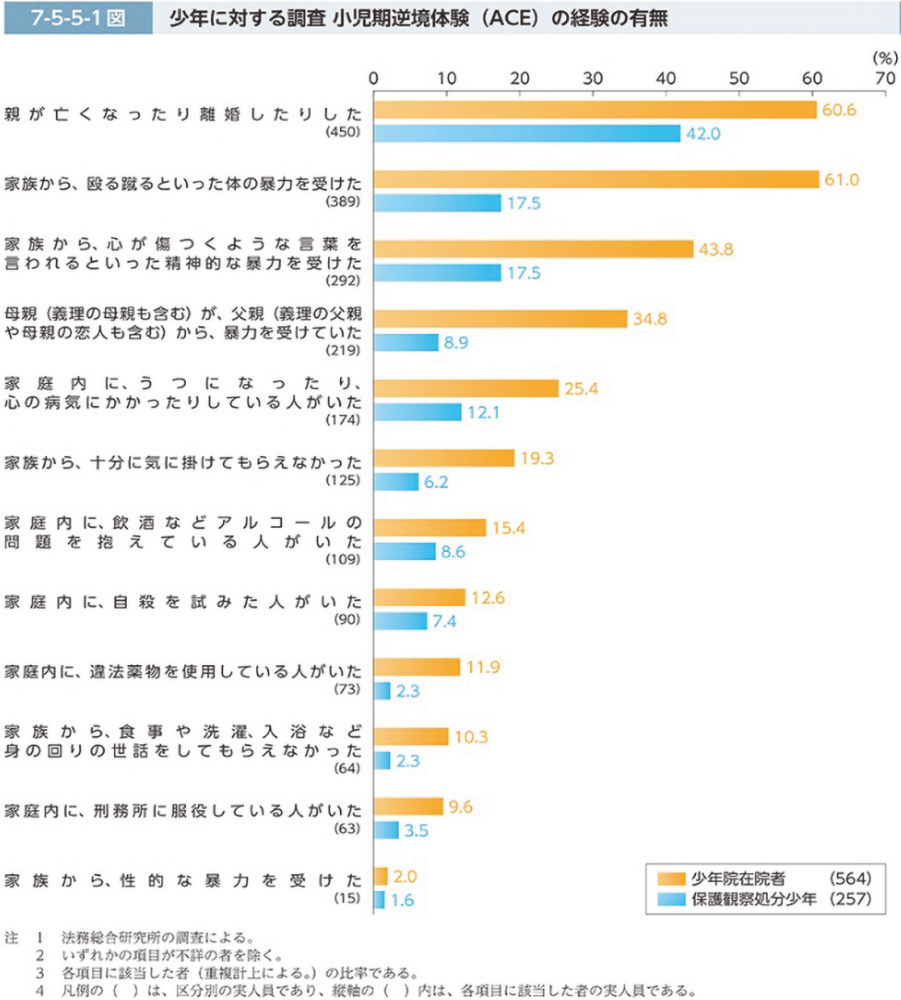


表2 少年院在院者における「小児期逆境体験」の割合

少年院の処遇においては、従来も特別な配慮を必要とする少年に個別的教育指導上の配慮が行われてきたが、近年、少年院等の矯正教育においてもコミュニケーション・対人関係、身体運動感覚、社会性等において発達困難を抱える少年が多いことや、少年院出院後に特別支援学校への就学事例も出てきている等の非行少年の状況変化をふまえた非行少年の処遇のあり方の見直しが求められてきた。

現在の少年院では、在院者の年齢・障害・犯罪的傾向・社会生活適応能力等の類型による「矯正教育課程」のうち、「支援教育課程（N1～N5）」は知的障害・発達障害等に伴う配慮を要する者が対象である。また発達障害者支援法改正を受けて、少年院に必要な福祉サービスに繋げる社会福祉士や心理学的知見から矯正教育の効果を高めるための法務技官（心理）の配置等も取り組まれてきている。

筆者は10数年にわたり、法務省矯正局少年矯正課と連携・協働しながら、共同研究者（高橋智：日本大学教授・東京学芸大学名誉教授、田部絢子：金沢大学准教授）と共

に少年院在院の発達障害・知的障害等の発達上の課題・困難を有する少年の面接・発達相談、特別ニーズ教育・特別支援教育の観点から多様な発達困難を有する非行少年の発達支援のあり方を検討している（内藤：2021）。



写真1 少年の発達相談に臨む日本大の高橋智教授（左）ら＝茨城県牛久市の茨城農芸学院（共同通信：2023）

法務省が2016年6月に「発達上の課題を有する在院者に対する処遇プログラム実施ガイドライン」を作成し、全国の少年院に配布したことを契機に、発達上の課題・困難を有する少年の処遇について試行錯誤する法務教官とその関わりのなかで大きく変化・発達していく少年の姿が報道されている。当ガイドラインの作成には高橋智東京学芸大学教授(当時)が全面的に関与し、作成から8年が経過して現在、改訂作業が進められているが、筆者も参加して改訂に協力している(共同通信:2023)。

本稿では、筆者らがこれまで9年間において少年院で取り組んできた面接法調査(のべ580名)をもとに(高橋ほか:2020・2022)、少年院在院の発達上の課題・困難を有する少年の支援ニーズと発達支援の課題について検討する。なお面接法調査に際しては、①事前に少年院と研究統括責任者(高橋智)との間で協定書・研究ガイドラインを締結し、②調査協力は少年本人・保護者の自由意思とし、協力の際には承諾書に署名いただいた後に調査を実施している。本稿で取り扱う事例は、趣旨に注意しながら、個人が特定されないように内容を加工・抽象化している。本稿の執筆にあたり開示すべき利益相反事項はない。

2 少年院における発達上の課題・困難を有する少年の姿と支援ニーズ

面接した少年の大多数は、幼少期から虐待・ネグレクト・養育放棄等の小児期逆境体験や学校における教育放置等に伴う深刻な大人不信・愛着障害・学習空白等を有している。そして少年院における衣食住や医療・保健等の安心・安全な生活保障、丁寧な教育指導や社会復帰支援により自信・自尊心や生きる希望を回復して、再び顕著な成長・発達を遂げていく。

例えば、入院当初から食事拒否や自傷行為的行動が見られたBさんは「少年院は話を聴いてもらえる場所と思っていたが、そうではなかった。通っていた特別支援学校のように話をきちんと聴いてほしい、一緒に考えてほしい」という強い支援ニーズを訴えた。

Bさんは父親の暴力、小中学校通常学級におけるからかい・いじめ体験等により、愛着障害・人間不信感に伴う発達困難を抱えていた。少年院入院当初は非行の背景にあるBさんの発達困難・課題に気付かれずに放置されてきたことで、少年院での生活トラブルも含め、Bさん自身の非行の理解・反省も不十分であった。

法務教官もBさんの気持ちが理解できずに「不思議・特異な少年」と捉えていたが、筆者らの面接調査の結果もふまえながら、Bさんの繰り返される問題行動について丁寧に話を聴きながら、安心できる環境調整(単独寮利用)が提供された。

約1年が経過して面接11回目を迎えた頃から少年に

発達の変化が見られ、入院前の家族関係や親に対する理解・認識や自身の非行等について客観的に捉えられるようになってきた。特に「気持ちの落ち込みからの回復時間」が格段に短縮され、気持ちに折り合いをつける感情コントロールや対処方法の発達が顕著であった。

しかし、自分に都合のよい受けとめ・解釈場面も見られ、少年単独の状況把握や課題整理は困難であった。少年と一緒に問題・課題を可視化し、解決策を検討する等の伴走的支援が不可欠であった。

面接の終盤、出院が近づいてきた頃には法務教官との信頼関係がしっかりと形成され、自己理解も進んで出院後の生活や将来の進路を具体的に考えられるようになった。出院後の生活を具体的に考え始めたからこそ不安も生じ、一人では対処困難との自己理解から不安定になる側面もあったが、「今度こそともに生きていきたい」として継続的見守りのあるグループホームを求め、施設生活を通しての社会的自立をめざして出院した。

少年院生活を通して大きく成長・発達した少年であるが、出院後も継続的見守りが不可欠であり、本人もその不安を繰り返し表明していた。少年院に在院している少年も必ず地域社会に復帰する。家族だけで対応するには限界があり、地域の福祉支援体制を整えることが重点課題である。

3 少年院における発達支援の課題

「本人の話を丁寧に聴く」という傾聴の姿勢は、少年の法務教官に対する安心・信頼の形成に直接的に繋がることから処遇の基本である。また、全ての少年は発達の可塑性と自己成長力を有しており、その前提のもとで少年の抱えている発達課題を可視化し、困難を共有し、解決策を本人との丁寧な対話により一緒に考えながら探っていく「伴走的な発達支援」の方法はきわめて重要である。

少年院における発達上の課題・困難を有する少年に対する「基礎的環境整備と合理的配慮」は、国内外の条約・法制度に照らしても極めて不十分である。子どもの人権や教育・発達の権利保障の観点から、現代社会の水準に適合する少年院の基礎的環境整備、合理的配慮に基づく発達支援の提供や少年院独自のルール改善、学校教育の導入等について具体的に検討すべき時期に来ている。

例えば、発達上の課題・困難を有する少年の多くは学校忌避・不登校等に伴う長期間の学習空白を抱え、それゆえに社会的自立に必要な基礎的学力の習得が不十分で、法務省(2023)の第二次再犯防止推進計画でも重点課題として「学校等と連携した修学支援の実施」が掲げられている。特に少年院における学校教育の保障は、出院後の大学等への進学を含み、進路や社会的自立の可能性を大きく広げ、ひいては再非行防止にも繋がる不可欠な課題で

ある。

法務省は2024年度より全国すべての少年院で通信制高校に入学できる制度を開始したが（法務省矯正局少年矯正課：2024）、さらに少年院における高校・特別支援学校の分校・分教室の設置や大学等の進学保障にも着手することが求められている。

文献：法務省矯正局（2016）発達上の課題を有する在院者に対する処遇プログラム実施ガイドライン
法務省（2023）第二次再犯防止推進計画（概要）
法務省法務総合研究所（2023）令和5年版犯罪白書
法務省矯正局少年矯正課（2024）少年院在院者に対する高等学校教育機会の提供に係る高等学校関係者向け手引
共同通信（2023）少年院の発達障害支援を強化
法務省，処遇指針改定へ，2023年9月17日
内藤千尋（2021）『発達障害等を有する非行少年と発達支援の研究』風間書房
高橋智・内藤千尋・田部絢子（2020）少年院における発達上の課題・困難を有する少年への面接・発達相談の試み，『刑政』131（4），公益財団法人矯正協会
高橋智・内藤千尋・田部絢子（2022）少年院在院者の支援ニーズからみた少年院・矯正教育の検討課題，『矯正教育研究』67，日本矯正教育学会
高橋智・内藤千尋・田部絢子（2024）少年院在院の「境界知能」等の発達困難を有する少年の支援ニーズと発達支援，『生活指導』775，全国生活指導研究協議会

2023年度実践研究助成事業採択者の研究成果報告

特別支援学校における知的障害を有するASD児に対する 要求時に機能的に他者を呼びかける行動の形成

青木 雄一(長野大学)

本稿では、2023年度日本特殊教育学会実践研究の助成を受けて実施した研究の背景、目的、結果などの一端について簡単に報告する。

これまでVOCAを用いた先行事例を概観すると、VOCAは音声表出が困難な児に対する代替コミュニケーションのツールという側面に加え、音声言語表出を促進する音声モデリング機能も有していることから、効果的な支援ツールとして認識が高まっていることがわかる。一方で、語用論的コミュニケーションの発達という視点でVOCAの使用を捉えた時に、ASD児を対象とした先行研究では、要求言語以外の発話機能をターゲットにした事例は数少なく、そのことは1つの課題であると考えられた。他者の注意の確保は、コミュニケーション相手呼びかけ時もしくはその前後に、相手が自分の方を見ているか、相手の顔や体の向き、視線方向を参照視し、呼名により相手と共同注意状態になったこと確認する社会的な行為であり、状況に応じた相互作用を行う上で基礎となる発話機能と言える。しかしながら、ASD児は、VOCAを用いて他者を呼びかける行動を獲得したとしても、参照視の発達の遅れ、一般化の困難さにより、相手の反応を見なかったり、状況固有の学習になってしまったりする可能性が考えられる。

このことから、本研究では、フォーマットによる指導、支援者の時間遅延反応を行うことにより、知的障害を伴うASD児に対して、VOCAを用いて他者を呼びかけて要求する行動の形成に際し、機能的な注意の確保が成立するかどうか、支援の効果と合わせて検討することを目的とした。

特別支援学校(知的障害)の小学部1年に在籍し、生活年齢7歳7ヶ月時点で社会生活年齢2歳5ヶ月のASDの男児1名(以下、R児とする)を対象とした。期間は、休業期間中を除く202X年11月～202X+1年1月までの2ヶ月間、原則として週2回の頻度で計13セッション(以下、Sとする)47試行指導した。

指導場面は、学校生活の自然な文脈で(個別学習終了後の半構造化された遊び場面)、R児の関心の高い複数の遊びの中から一番好きな肩車遊びをフォーマットとし、R児、教師A(筆者)、教師Bの3名で実施した。フォーマットとは、イナイイナイバ遊びのように、儀式化された相互作用を繰り返し指導するアプローチのことである。これまでの研究で、このような他者との楽しい相互作用を繰り返

すことで、相手の注意や気持ちなどを意識しやすくなるということが明らかになっている。この場面において、『参照視を伴いながらVOCAまたは音声言語で「A先生」と呼びかけた後、「肩車して」と要求することができる』を目標行動とした。また、VOCAはDrop Tap(アプリ)を使用した。指導は、1Sにつき2～5試行を実施した。第1試から第22試行目まではベースライン期(VOCA)、第23から第31試行目までは意図的時間遅延導入期(VOCA)、第32から第47試行目は意図的時間遅延反応法導入期(音声言語)とした。最後の指導期は音声言語による呼びかけと要求をターゲットとし、iPadは用意しなかった。

また、詳しい支援の手続きについては、ここでは割愛するが、R児の注意の確保時の参照視を促進するために、意図的な時間遅延反応(R児の呼びかけに対して、遅れて反応する)を行った。

次に指導の結果だが、ベースライン期(VOCA)では、VOCAの使用に慣れてくると「A先生」「肩車して」と表出できるようになったが、教師Aの方を参照することは少なく、参照視生起率は13.6%だった。意図的時間遅延法導入期(VOCA)では、R児の要求への動機づけの低下や遅延反応への馴化を避けるため、第23試行目及び第25試行目でのみ意図的時間遅延反応法を実施した。第23試行目までは教師Aの方を参照視はほぼ見受けられなかったが、第25試行目を契機として7試行連続で参照視が生起した。参照視生起率は88.9%となった。意図的時間遅延反応法導入期(音声言語)の第32試行目及び第35試行目では、R児がiPadを探しながら、教師Aを見ずに「肩車」のみ表出したため参照視をする余裕がないようだったが、第39試行目以降は9試行連続で参照視が生起し、生起率は75.0%で、ベースライン期と比較すると61.4ポイント増加した。

さらに、指導終了後から1ヶ月間、日常生活の中で目標行動に関連する行動のエピソードを記録し、集計したエピソードを「場面」「相手」「形態(伝達手段)」等の観点で分類した。本稿では抜粋して記述するが、「場面」に関しては、14回のうち休み時間が7回、R児が家で過ごしている時間が4回だった。「相手」は、14回のうち教師Aが6回、R児の母親が3回だった。形態(手段)は、14回のうち音声言語が11回、音声言語と指差しが2回、動作と指差しが

1回だった。

これらの結果から、本研究では時間遅延反応法とフォーマットによる指導を有機的に結びつけたことで、コミュニケーション相手の注意状態の参照視が成立し、他の場面や、他のコミュニケーション手段を用いても行動が般化し

たとえられ、ASD児の語用論的な相互作用の発達を促す可能性が示唆された。今後、どの程度の発達年齢やレディネスがあれば、本実践のような指導が有効であるのか横断的・縦断的な研究を続けていきたい。

オンラインペアレントトレーニングの階層支援と地域実装に関する研究

荻野 昌秀 (埼玉東萌短期大学)

本研究では、ペアレントトレーニングの階層的モデル(3層モデル)の一部の有効性を検証した。階層的モデルの第1層とは書籍や視聴覚資料、コンピュータで配信された情報を提供する支援であり、保護者と専門家の接触はほとんどない。第2層はグループベースのプログラムであり、第3層は個別のプログラムである。我が国の先行研究で行われていない内容について検討した結果、本研究では地域におけるオンラインを活用した第1層支援の効果および第1層支援と第2層支援の連続性(複合的效果)について検証することとした。

研究参加に同意し、全ての質問紙に回答した保護者2グループ7名(平均年齢40.43歳)を結果の分析の対象とした。対象児は全員保育所または幼稚園に在籍している年長児6名(開始時の平均月齢70ヵ月)であり、いずれも通常学級に就学予定かつ発達障害の診断または疑いがあり、通級指導教室を利用予定であった。

プログラムについては、まず集団での対面形式で第1回の講義(約90分)および研究の説明を行った後、オンデマンド動画配信にて第1層支援を実施した。動画は10分以内の動画を2本ずつ週に1回、計3週間で6本配信した。その後、対面形式の第2層支援を約90分で4回実施した。対面形式は基本的に隔週で実施したが、年末年始が入る期間のみ4週間の間隔で実施した。また、第2回以降は対面形式の翌週に10分以内の動画を2本ずつ、計8本配信した。

第1回はプログラムの説明、行動を分類する、目標行動の設定、行動の具体化、課題分析、記録の方法についての講義およびワークを行い、目標行動を設定した。

第1層支援の動画の内容は以下の通りである。

第1回:1本目は強化と弱化、記録の方法について、2本目はマインドフルネス(子どもに注意を向ける、自分自身をケアすること)についてであった。

第2回:1本目はABC分析、環境調整(場所や手順など)について、2本目はマインドフルネスワーク(呼吸に注意を

向ける)についてであった。

第3回:1本目は強化の仕方、トークンエコノミーについて、2本目は声かけの仕方についてであった。

また、対面形式の第2回以降の内容(第2層支援)は以下の通りである。

第2回:ABC分析、環境調整(場所や手順など)についての講義およびワークを行った。動画ではその復習およびマインドフルネスワーク(呼吸に注意を向ける)について扱った。

第3回:強化と弱化およびその具体的事例、トークンエコノミーなどについての講義およびワークを行った。動画ではその復習およびマインドフルネス(無人島のメタファー、価値)について扱った。

第4回:行動が生起しない場合の原因推定と、予告や声かけの仕方などについての講義およびワークを行った。動画ではその復習およびマインドフルネス(呼吸の方法やストレスに注意を向けること)について扱った。

第5回:第1回~第4回のおまとめを行い、保護者からの質問を受けた。動画ではその復習を2本に分けて扱った。

効果測定として、以下の質問紙を介入開始前、第1層支援後、第2層支援後の3時点で実施した。実施した質問紙は、ADHD Rating Scale-IV(家庭版)、Strength and Difficulties Questionnaire(SDQ)日本語版、Questionnaire on Resources and Stress日本語版、Knowledge of Behavioral Principle as Applied to Children(KBPAC)短縮版、PSI(Parent Stress Index)育児ストレスインデックスショートフォーム、および社会的妥当性に関して先行研究を基に作成した質問紙であった。

さらに倫理的配慮として、所属大学における倫理審査を受けた。また参加者に対して参加は任意であり不参加による不利益はないこと、中断可能であることなどを口頭および書面で説明し、書面による許可を得た。

介入の結果、保護者の行動的知識(KBPAC)および対象児の困難性(SDQ総得点)が介入開始前と第1層支援

後、第1層支援後と第2層支援後、介入開始前と第2層支援後の3時点でそれぞれ有意に改善した(多重比較の結果、いずれも $p<.05$)。また対象児の情緒の問題は研究開始前から第2層支援後にかけて改善傾向が見られた($p<.10$)。また、対象児の具体的行動として、保護者によって片付け、コミュニケーション、習い事の練習、食具の使用、挨拶が選択された。その記録からは、第1層支援のみで改善が見られたケースと、第1層支援に加えて第2層支援を実施したことで改善が見られたケースとがあった。

社会的妥当性の結果としては、プログラムの効果や不安の低減などに関して、いずれも中央値は4(まあまあと思う)または5(非常に思う)との回答であり、家庭の取り組みの負担についての項目では3(どちらでもない)との回答であった。

以上のことから、本研究で実施した第1層支援および第2層支援により、保護者の行動的知識の向上、対象児の困

難性や行動の改善の効果が示唆されたと考えられた。第1層支援の実施により、保護者が行動に関する知識を得たことや、その知識を活用して対象児への支援を行うことで改善が見られたと考えられた。また第2層支援として、プログラム内での教授内容、ディスカッションや助言によって対象児の状況に合った支援案を保護者が検討し、実施できたことで改善が見られたと考えられた。さらに、第1層支援に続けて第2層支援を実施した結果として、対象児の情緒的問題の改善傾向や行動の改善が見られた。この効果も対象児の状況や特性に合わせた対応を保護者が行えるようになったことや、適切な行動を強化することができるようになったためであると考えられた。

今後は多くの対象者に対しても本プログラムの効果があるかどうかを検証することや、第2層支援以降の支援を行う基準を検討していくこと、また第3層支援との接続についても検討していくことが必要であると考えられた。

研究奨励賞、実践研究賞受賞者の紹介

研究奨励賞、実践研究賞受賞者の紹介について

研究奨励賞は、特殊教育学研究的未来を担う若手の研究者を奨励する賞です。筆頭執筆者が40歳未満の方の原著論文について、研究の独創性、論文展開の論理性、研究の方法・技術、成果の臨床・教育・福祉実践等への寄与の観点から、優れた論文に贈られます。また、実践研究賞は、特別支援教育等の現場に身をおき日々、実践を重ねながら研究をされている実践的研究者を奨励する賞です。実践分野の職場に勤務する方の実践研究論文について、実践研究としての独自性、研究及び実践の方法・技術、論文展開の論理性、実践活動及び実践研究への寄与の観点から、優れた論文に贈られます。

第36回研究奨励賞および第21回実践研究賞に、以下の3編が選ばれました。受賞されました皆さま、おめでとうございます。今後のさらなる研究の発展、ご活躍を期待しております。

(選考委員長 佐島 毅)

◆研究奨励賞

受賞者：山岡あゆち 東京大学教養学部・総合文化
研究科附属 教養教育高度化機構(現所属)
法務省矯正局(研究時所属)

受賞論文：「受刑者の就労に対する考え方や意欲と男女差 —官民協働刑務所受刑者を対象とした探索的調査—」

掲載巻号：「特殊教育学研究」第61巻2号

受賞者：中山 祐一 大阪公立大学看護学研究科

受賞論文：「Establishing Readiness Evaluation Items for Children with Severe Motor and Intellectual Disabilities for Postgraduation Life: The Delphi Technique」

掲載巻号：「Journal of Special Education Research」Vol.12 No.2

◆実践研究賞

受賞者：高橋 三郎 府中市立住吉小学校

受賞論文：「ことばの教室に通級する吃音児への流暢性形成法と要求-能力モデル(DCM)に基づくアプローチ」

掲載巻号：「特殊教育学研究」第61巻4号

編集後記

ニュースレター編集チーム：一木 薫 (福岡教育大学)・滝川 国芳 (京都女子大学)

ニュースレター第6号は、「矯正教育の現状と課題～これまでとこれから～」を特集テーマに、加藤先生をはじめ関係の皆様にご原稿をお寄せいただきました。ご執筆いただいた先生方には、改めてこの場をお借りして感謝申し上げます。

また、2023年度実践研究助成事業採択者による研究成果報告と合わせて、第36回研究奨励賞および第21回実践研究賞についてご紹介いたしました。

この号が発刊されるのは、日本特殊教育学会第62回大会(福岡大会)を直前に控え、普段以上に皆さんの研究への熱意が高まっている頃かと思えます。次号の第7号では、大会の様子などもお伝えすることができるかと思えます。今後も会員・非会員問わず、広く多くの方にご覧いただけるよう努めていきたいと思えますので、よろしく願います。

ニュースレター編集チーム

担当理事(総務)：一木 薫 (福岡教育大学)・滝川 国芳 (京都女子大学)

2024年9月30日
